

水害又は津波災害時における緊急一時
避難施設としての使用に関する協定書（案）

大阪市（以下「甲」という。）及び〇〇地域活動協議会（以下「乙」という。）と〇〇会社（以下「丙」という。）とは、水害又は津波災害（以下「水害等」という。）が発生し又は発生するおそれがあるときに、地域住民等の避難の円滑化を図るため、丙の所有する施設を緊急一時避難施設（以下「避難建物」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、自己の所有する次に掲げる建物を、水害等が発生し又は発生するおそれのあるときに、避難建物として地域住民等に使用させるものとする。

- （1）住 所 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
- （2）所有者 〇〇〇〇会社
- （3）名 称 〇〇〇〇（施設名が特に無い場合は項目を省く）
- （4）構造等 鉄筋コンクリート造 〇階建
- （5）建築年 昭和〇〇年
- （6）使用場所 施設屋上・〇〇会議室など（指定した場所）
- （7）収容可能人数 約〇〇名

（避難対象者）

第2条 避難建物の避難対象者は〇〇地区の住民を基本とするが、当該地区において就労中又は通過中の者も同様とする。（以下「地域住民等」という。）

（使用目的及び期間）

第3条 避難建物の使用目的及び期間は、地域住民等の水害時における緊急一時避難施設として、水害等があるときから、安全を確認したときまでとする。使用後は、甲、乙において現状に復するよう努めるものとする。（但し、津波・地震による損害は除く。）

（目的外使用の禁止）

第4条 甲、乙は、避難建物を前条に定める規定以外には使用しないものとする。

（使用料等）

第5条 避難建物の使用料は無料とする。

（使用者責任）

第6条 甲、乙及び丙は、避難建物に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わない。

(相互協力)

第7条 乙と丙は、水害等による避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。また、水害等が発生した際には、当該地域に居住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努める。

(施設変更の情報提供)

第8条 丙は、避難建物に指定した建物が増改築により、使用場所や経路等が変更になった場合は甲に情報提供し、必要に応じて甲と乙が協議し、協定内容を変更する。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも協定終了の申出がないときは、自動的に1年延長するものとし、その後も毎年この例による。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 ○○○○ 印

乙 大阪市東淀川区○○○丁目○番○号
○○地域活動協議会

会長 ○○○○ 印

丙 大阪市○○区○○○丁目○番○号
株式会社○○○○

代表 ○○○○ 印